

## 能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年3月2日(木) 午後1時00分～2時30分
2. 開催場所 能勢町役場 西館3階会議室
3. 出席委員 (14人)

|      |     |    |    |
|------|-----|----|----|
| 農業委員 | 1番  | 前田 | 宗良 |
|      | 2番  | 大上 | 弦  |
|      | 3番  | 福井 | 明房 |
|      | 5番  | 原田 | 富生 |
|      | 6番  | 龍見 | 敬明 |
|      | 7番  | 木田 | 悦二 |
|      | 8番  | 新谷 | 広治 |
|      | 9番  | 東  | 昇  |
|      | 10番 | 石塚 | 成子 |
|      | 12番 | 福中 | 繁信 |
| 13番  | 成田  | 周平 |    |

|      |    |    |    |
|------|----|----|----|
| 推進委員 | 2番 | 田畑 | 良信 |
|      | 3番 | 濱  | 善男 |
|      | 4番 | 西山 | 健  |

### 4. 議事日程

- 議案第42号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第43号について 農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて
- 議案第44号について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- その他について

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき  
事務局 辻本 龍馬

## 6. 会議の概要

会 長 皆様、おはようございます。それでは、審議に入ります。よろしく  
お願いします。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出  
席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例  
によりまして、議長は会長にお願いいたします。

議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、4番 辰野委員、11番  
中井委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただく  
ことに賛成の方は、挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の  
署名委員につきましては、2番 大上委員、3番 福井委員にお願  
いします。

議 長 つづきまして、議案第42号 農地法第3条の規定による所有権  
移転について、事務局より説明願います。

事務局 議案第42号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化  
推進委員 地区担当に意見を求めます。  
議案第42号について、西山委員お願いします。

西山委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町地黄▲▲▲ 田 1, 567㎡

2月27日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏と譲受人の●●氏は、親族関係で、現在当該申請地において共同で耕作をしております。今回の申請については、譲渡人が高齢であり耕作ができない状況であるため、所有権を移転したいとのことであります。取得後は、現在同様に水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長

ご苦労様でした。

地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員

なし。

議長

お諮りいたします。議案第42号について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手

議長

全会一致であるため、議案第42号について申請のとおり許可することといたします。

議長

つづきまして、議案第43号 農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて事務局より説明願います。

事務局

議案第43号について説明

議長

事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員地区担当より意見を求めます。議案第43号について、濱

委員よりお願いします。

濱委員 農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町倉垣▲▲▲ 田 1, 2 2 6 m<sup>2</sup>

2月24日に、現地確認を行いました。

当該申請地は、大阪地方裁判所が競売する土地で、この競売農地1筆について、第3条買受適格申請に基づき調査、検討した結果、すべての願出人は、農業に従事しており、経営の規模拡大を図るため、入札の参加を考え、申請したとのことであり、特に問題ないと思われます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。濱委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からのご意見、ご質問はございませんか。

木田委員 遊休農地ですか。

議 長 現況、遊休農地であります。

木田委員 競売にかけられているのですか。

議 長 現在、競売にかけられており、買受適格証明を受けられた方が、入札する予定です。

事務局 競売になりますので、どちらかが取得されることとなります。

議 長 番号2の●●氏は町外の方ようですが、農地を約4.5町お持ちであるのに、能勢町の農地を買ってどうされるのか説明いただけますか。

事務局 番号2の●●氏は、現在、北海道にお住まいで、奥様とメロンを栽培されております。奥様が病で北海道内の病院に通院されており、北海道内の病院から大阪府内の病院へ通院されることになり、そ

れに伴い、大阪で仕事をしながら農家もされると聞いております。  
●●氏自身、元々は、大阪府内出身で結婚して北海道へ移住された  
そうです。

議 長 お住まいは、どちらになりますか。

事務局 農地の購入が決定してから住むところは探すとのことです。

原田委員 北海道で約4町の農業をされていて、大阪では1反を買うという  
ことですね。その場合、下限面積もクリア出来ているけども、都道  
府県で、離れていてもよいのか。

事務局 要件は満たされているので大丈夫です。

議 長 技術的にも問題ないとのこと。現況や立地条件的にも田の用途で  
使用するには、難しいかも知れませんが畑なら出来るかも知れま  
せん。

事務局 ●●氏は農地をホームページの写真でしか確認しておらず、使用  
用途については、購入してからの判断になるとのことです。

原田委員 議案43号の番号1は可 番号2は不可ということですか。

議 長 適格証明を出すか出さないかということですか。

事務局 その適格証明がないと入札は出来ません。

原田委員 わかりました。

議 長 要件的に満たされておりますので、なかなか反対というわけにい  
かない。こちらでの判断ではなく入札で全部決定されるというこ  
とそれも含めての判断でございます。

福井委員 入札が終われば、もう一度農業委員会で案件として上がりますか。

事務局 買受適格証明願いなので、次回からの案件には上がりません。落札

された方へ所有権が移転します。

議 長            こういう案件は、またこれから何度も出てくるであろうと思いますので、考えて挙手していただきたいです。

議 長            では、お諮りいたします。議案第43号について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員           挙手。(×福井委員、龍見委員)

議 長            賛成多数であるため、議案第43号について申請のとおり許可することといたします。

議 長            つづきまして、議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局            議案第44号について説明。

議 長            事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

原田委員        現在、●●氏は、倉垣地区に住んでおられ、中古車を輸出などされているようなのですが、自分の借りている農地に野菜も作られています、車を何台も駐車されており、自治会館の駐車スペースにもずっと止められているので、区長さんからも注意されています。西地区で借りている農地もこちらと同様にされているようで困っております。事故・事件などが発生しないかぎり警察に相談しても動いてもらえないし、何も出来ない状況で注意喚起しても何も改善されておらず、やったもの勝ちみたいな状況です。事前に防ぐには、どのようなしたらよいのか。

福井委員        ●●氏についてですが、現在、片山地区で農地を借りておられ、賃借される際に所有者と覚書を交わしております。平通地区でも最近、借りられており、ちゃんと農業をされております。倉垣地区のことについては、初めて聞きました。

議 長 我々が知っている所は表面のところだけで、農業委員会として抑えるところ抑えないといけません。正確な情報を伝えていただき皆さんの判断が誤ることがないように進行させていただきたいです。

事務局 1 2 月の案件に利用権設定を承認しています。2 反を 5 年間です。  
(平通地区)

議 長 この案件は、すぐに回答が出ませんので、番号 7 6、7 7 については保留で 4 月案件に再度、ご審議いただき、番号 7 3～7 5 をお諮りさせていただきます。議案第 4 4 号 番号 7 3、7 4、7 5 農用地利用集積計画については原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 農地利用の意向把握について説明。

議 長 地域ごとの意向を把握し、町として農地の情報をまるごとすくい上げるということ。

事務局 一筆一筆の意向を確認させていただいてマップに色分けします。集計ができた時点で農業委員会の皆様にも見ていただきながら今後どうしていったらよいのかも相談させていただきたいと思っています。国の流れとして地域で、話し合いをしていただいて地域計画の目標を立てて地図をつくるという法律の改正であります。地域の事情が違いますので、まずは一人一人の意向を確認していただくことから、始めたいということでアンケート調査をさせていただきます。よろしく願います。

議 長 営農計画書の中にアンケート調査を同封し、営農計画書と同様に収集していただくということであります。

- 原田委員 アンケートの問4の⑥※ただし、所有農地の管理等については、所有者等の実情に応じ、管理負担を求める場合があります。とありますが、具体的にどんな事ですか。
- 事務局 貸す場合その方々によって、「水の管理はお願いします。」「見回りはお願いします。」など、全部丸投げはできませんという認識をしていただきたく書いています。でも農地の所有権の方が、体の具合など悪くなり、全く出来なくなれば、すべてを引受することもあります。できる範囲のところは協議しながら、ここまでしてください。公社はここまでします。などという意味で書いております。
- 原田委員 地域というのは、どこまでなのかが分かりにくいです。
- 議長 あまり細かくしない方がよいのでは。貸すにあたり民間がよいのか、団体がよいのか、それぐらいの小分けでもよいのでは。問も2択で選択でした方が分かりやすいのでは。
- 福井委員 アンケートを書いてみましたが、少し難しいと思いました。議長と同意見です。
- 龍見委員 やはり地域というくくりが、農業委員会をしていたら、地区などのくくりも分かっていますが、他の方は、分からない人の方が多いと思うので、分かりやすくしていただきたい。
- 議長 国の色分けの最低限は、農業継続もしくは、第三者に貸すとか、大きな分け方が色分けであったと思います。色分けするのが第一なので、それが分かるようにしていただければ、詳しく追及しなくてもいいと思う。
- 事務局 地図での色分けは、問3のところですか。一筆一筆当てはめて回答していただきたいと思っております。その部分を回答していただかないと10年後にどう考えているか分かりません。
- 原田委員 問4の質問だと本当に迷うので、例えば農業公社などできれば貸そうとお思いですか。意志はありますか。要は町として公社など出

来れば、賛同されますかぐらいの方がいいのではないかと。

事務局 問4をシンプルに分かりやすくします。

龍見委員 一筆ごとに記入する意味を教えてください。

事務局 このアンケートを収集しましたら、農地一筆ごとの、利用意向を記入したものでないと、システムに落とし込んだ際に、一筆ごとの利用意向が、反映されず今後の計画策定に支障が出てしまいます。アンケートを行う目的は、10年後の農地の利用意向が見える化にすることです。

事務局 次回の農業委員会

日 時 令和5年4月7日（金）  
会 場 役場西館3階 会議室  
開始時間 午前10時より

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 これで、3月の案件については、すべて終了となります。ご苦労様でした。